

敬寿園居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人敬寿会が設置する敬寿園居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）の利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供し、その利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な福祉サービス及び保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス、指定予防介護サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 6 事業所は、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 敬寿園居宅介護支援事業所
- （2）所在地 山形県山形市大字妙見寺500番地の1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

る。

(1) 管理者 主任介護支援専門員 1名

管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援、指定予防介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 主任介護支援専門員 1名以上（管理者との兼務を含む）

介護支援専門員 3名以上

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス、介護予防サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定サービス事業者等、指定介護予防サービス事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、休業日は土日祝日及び12月29日から1月3日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援、指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援及び指定介護予防の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要やその他、利用申込者のサービスの提供に必要な重要事項を記載した文書により説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。

2 指定居宅介護支援、指定介護予防支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はなしとする。

- (1) 相談業務（利用者宅等）
- (2) 課題分析（分析方式：居宅サービス計画ガイドライン・全社協版）
（分析場所：利用者宅等）
- (3) 居宅サービス計画原案、介護予防サービス計画書原案の作成
- (4) サービス担当者会議等の開催（利用者宅等）
- (5) 居宅サービス計画、介護予防サービス計画の確定

- (6) サービス実施状況の把握及び評価
 - (7) 居宅サービス、介護予防サービスの給付管理票の作成
 - (8) 保険者、保健医療サービス機関及び福祉サービス機関との連絡調整
 - (9) 要介護認定の申請代行
 - (10) 要介護認定調査の実施
- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えたところから1キロメートル当たり20円を徴収する。
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 事業の実施地域は、山形市の区域とする。

（事故発生時の対応）

- 第8条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

- 第9条 事業所は、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援及び指定介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援及び指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(個人情報保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切

な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに務めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得るものとする。

(身体拘束等に関する事項)

- 第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者当の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(ハラスメント対策に関する事項)

- 第15条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることとする。
- 2 利用者等から著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、利用者に対し、以下の取り組みを行うこととする。
 - (1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - (2) 被害者への配慮のための取り組み（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して一人にさせない等）
 - (3) 被害防止のための取り組み（マニュアル作成や研修の実施等）

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るために研修の機会を設けるものとする。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、適切な指定居宅介護支援及び介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は別途協議のうえ定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

この規程は、平成28年11月1日から施行し平成28年4月1日から適用する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。